

## DPAT養成支援事業

### 令和5年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営委員会

日時 令和6年1月31日(水)14:00～16:00

場所 オンライン会議

司会 総合精神保健福祉センター 赤嶺 清美

#### 【議事次第】

##### 1 開会

総合精神保健福祉センター 宮川 治

##### 2 委員の紹介・委員の選出

##### 3 行政報告

- (1)沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領の一部改正について 資料1  
総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

##### 4 協議事項

- (1)沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書の一部改正について 資料2  
県地域保健課 山内 卓哉

- (2)沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱の一部改正について 資料3  
県地域保健課 山内 卓哉

- (3)沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領の一部改正について 資料4  
総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

- (4)令和6年度 沖縄県 DPAT 活動マニュアル改訂に向けた検討委員会の設置と委員人選について 資料5  
総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

- (5)今年度の DPAT 活動について 資料6  
県地域保健課 山内 卓哉

##### 5 閉会

## 【資料一覧】

運営委員会委員名簿

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領

資料 1 . . . . p1～4

資料 2 . . . . p5～12

資料 3 . . . . p13～29

資料 4 . . . . p30～32

資料 5 . . . . p33

資料 6 . . . . p34～36

令和5年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 委員名簿

委員名	役職・職種	機関名	分野別	備考
座間味 優	助教・医局長	琉球大学大学院医学研究科 精神病態医学講座	学識	代理出席
平安 明	理事 (社会医療法人へいあん平安病院 理事長・医師)	沖縄県精神科病院協会	医療	
上田 幸彦	会長 (沖縄国際大学教授・公認心理師)	沖縄県公認心理師協会	学識	
西銘 隆	会長 (田崎病院・精神保健福祉士)	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	福祉	
喜納 徳男	支部長 (糸満晴明病院・看護師)	一般社団法人日本精神科看護協会 沖縄県支部	医療	
福治 康秀	院長 (医師)	国立病院機構 琉球病院	医療	
長友 亮	精神保健福祉士	沖縄県立精和病院	医療	代理出席
川田 聡	精神科部長 (医師)	沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	医療	
奥浜 伸一	DPATインストラクター (沖縄病院・看護師)	DPAT事務局	医療	
(欠員)		沖縄県DPAT統括者	医療	
国吉 秀樹	会長 (医師)	沖縄県保健所長会	行政 (県保健所)	
新里 逸子	課長	沖縄県保健医療部 地域保健課	行政 (県主管課)	
宮川 治	所長 (医師)	沖縄県立総合精神保健福祉センター	行政 (精保福祉センター)	

令和5年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 事務局

氏名	所属	備考
仲里 典子	県地域保健課	担当課
山内 卓哉	県地域保健課	担当課
赤嶺 清美	総合精神保健福祉センター	事務局
饒平名 愛梨	総合精神保健福祉センター	事務局

## 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領

### 1 目的

県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

### 2 委員の構成

運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- (1) 国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野
- (2) 沖縄県精神科病院協会
- (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会
- (4) 沖縄県精神保健福祉士協会
- (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部
- (6) 国立病院機構琉球病院
- (7) 沖縄県立精和病院
- (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (9) 沖縄県保健所長会
- (10) DPAT 事務局
- (11) 沖縄県 DPAT 統括者
- (12) 沖縄県保健医療部地域保健課
- (13) 沖縄県立総合精神保健福祉センター

### 3 委員の任期

委員の任期は、2年とする。

### 4 協議事項

運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。

- (1) DPAT 体制整備に関すること
- (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画
- (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂
- (4) DPAT 活動の評価
- (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項

### 5 開催回数

運営委員会は、年1回以上開催する。

## 6 マニュアル検討委員会の設置

- (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。
- (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（本庁担当課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。

## 7 秘密の保持

運営委員会の構成委員は、当該委員会での協議上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

## 8 庶務

運営委員会の庶務は、県立総合精神保健福祉センターが行う。

## 9 その他

この要領に定めるものの他、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることとする。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。

## 要領改正の理由

部課名 総合精神保健福祉センター

## 1 件名

沖縄県災害派遣精神医療チーム体制整備事業運営委員会設置要領の一部改正

## 2 改正の経緯及び理由

- (1) 厚労省より「災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について」（医政発 0721 第 3 号）が発出され、名称が DPAT 体制整備事業から DPAT 養成支援事業へ変更となったことを受け、当運営委員会の名称を変更することとした。
- (2) 沖縄県 DPAT 活動マニュアルについて、県内における災害の場合に加え県外における災害の場合についても追記することでマニュアル作成が概ね終わることを受け、開催回数及び協議事項を見直すこととした（令和 2 年度第 2 回運営委員会開催時点）。

## 3 改正案の概要

- (1) 上記理由により、「沖縄県災害派遣精神医療チーム体制整備事業運営委員会」を「沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会」に改める。（設置要領名称、目的）
- (2) 開催回数を「年 2 回」から「年 1 回以上」に改める。
- (3) 協議事項（1）「DPAT 構成員の登録基準作成及び登録審査」について、登録基準は沖縄県 DPAT 活動マニュアルに記載しており、登録審査を行っていないことから、「DPAT 体制整備に関すること」に改める。
- (4) 協議事項（3）「DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割の設定」について、緊急時（災害時）の拠点及び役割については沖縄県 DPAT 活動マニュアルに記載されていることから、「緊急時の拠点及び役割の設定」を削除する。
- (5) 令和 2 年度に実施した第 2 回運営委員会での協議にて、DPAT の体制整備には DPAT 統括者の意見は重要であるとの意見があり、委員の同意を得たため、委員の構成に「沖縄県 DPAT 統括者」を追加する。
- (6) この要領の改正は、令和 5 年 4 月 19 日から施行する。（附則）

## 4 根拠法令等

災害医療対策事業等実施要綱

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

DPAT 活動マニュアル Ver. 2.1

5 関係各課との調整状況

なし

災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領 新旧対照表

( 下線部 ) 改正箇所

改 正	現 行
<p>災害派遣精神医療チーム <u>(削除)</u> 運営委員会設置要領</p> <p>1 目的 県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム (DPAT) を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、<u>DPAT (削除) 運営委員会</u> (以下、運営委員会という。) を設置する。</p> <p>2 委員の構成 運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する (委員の推薦により代理の参加も可能)。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。                      (1) 国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野                      (2) 沖縄県精神科病院協会                      (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会                      (4) 沖縄県精神保健福祉士協会                      (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部                      (6) 国立病院機構琉球病院                      (7) 沖縄県立精和病院                      (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター                      (9) 沖縄県保健所長会                      (10) <u>DPAT 事務局</u>                      (11) <u>沖縄県 DPAT 統括者</u>                      (12) <u>沖縄県保健医療部地域保健課</u>                      (13) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期 (略)</p>	<p>災害派遣精神医療チーム <u>体制整備事業</u> 運営委員会設置要領</p> <p>1 目的 県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム (DPAT) を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、<u>DPAT 体制整備事業運営委員会</u> (以下、運営委員会という。) を設置する。</p> <p>2 委員の構成 運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する (委員の推薦により代理の参加も可能)。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。                      (1) 国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野                      (2) 沖縄県精神科病院協会                      (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会                      (4) 沖縄県精神保健福祉士協会                      (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部                      (6) 国立病院機構琉球病院                      (7) 沖縄県立精和病院                      (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター                      (9) 沖縄県保健所長会                      (10) <u>DPAT 事務局</u>                      (11) <u>沖縄県保健医療部地域保健課</u>                      (12) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期 (略)</p>



改 正	現 行
<p>4 協議事項  運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。  (1) <u>DPAT 体制整備に関すること</u>  (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画  (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂 <u>(削除)</u>  (4) DPAT 活動の評価  (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項</p> <p>5 開催回数  運営委員会は、<u>年1回以上</u>開催する。</p> <p>6 マニュアル検討委員会の設置  (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。  (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、<u>公認心理師、事務局</u>（本庁担当課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。</p> <p>7 秘密の保持  (略)</p> <p>8 庶務  (略)</p> <p>9 その他  (略)</p> <p>附 則  この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。  この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。  この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。  この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。  <u>この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。</u></p>	<p>4 協議事項  運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。  (1) <u>DPAT 構成員の登録基準作成及び登録審査</u>  (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画  (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂、<u>緊急時の拠点及び役割の設定</u>  (4) DPAT 活動の評価  (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項</p> <p>5 開催回数  運営委員会は、<u>年2回</u>開催する。</p> <p>6 マニュアル検討委員会の設置  (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。  (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、<u>臨床心理技術者、事務局</u>（本庁担当課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。</p> <p>7 秘密の保持  (略)</p> <p>8 庶務  (略)</p> <p>9 その他  (略)</p> <p>附 則  この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。  この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。  この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。  この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。  この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。</p>

### 沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が、一部の規定を除き令和6年4月1日に施行されることとなっており、DPAT については従来実施している災害対応に加え、感染症等にも対応する医療チームとして位置づけられることから、医療法第30条の12の6第1項の規定に基づく協定（DPAT 協定）についても見直しが必要となっている。

厚労省からは令和5年8月31日付けで DPAT 協定にかかるひな形の提供があり、令和5年11月27日に沖縄県の DPAT の派遣に関する協定書（案）を作成し、沖縄県 DPAT を組織する関係機関の長あて意見照会を行った。現時点で特に意見はない。

令和6年2月には現在協定書を締結している機関へ協定書の締結を依頼する予定としている。

新旧対照表

沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書対照表 参考資料	
沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書（案）	沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書（既締結分）
<p>沖縄県知事（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。</p> <p>（派遣要請等）</p> <p>第2条 甲は、DPAT活動要領及び沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDPATを派遣させるものとする。</p> <p>3 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPATを派遣することができるものとする。</p> <p>4 乙は、前項の規定によりDPATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDPATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。</p>	<p>沖縄県知事（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）は、大規模自然災害及び大事故災害（以下、「大規模災害」という。）発生時における沖縄県災害派遣精神医療チーム（以下、「沖縄県DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、大規模災害が発生した際に、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた沖縄県DPATが、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図ることを目的とする。</p> <p>（派遣等）</p> <p>第2条 甲は、沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第7条の規定により、沖縄県DPATの派遣が必要と認めるときは、乙に対してその派遣を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、沖縄県DPATを甲が指定する災害現場等に派遣するものとする。</p>

(派遣先)

第3条 乙が派遣するDPATは、甲の都道府県内において精神保健医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める精神保健医療活動を行うことができる。

(DPATの活動)

第4条 乙が派遣するDPATが行う業務はDPAT活動要領及び沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱に定めるものとする。

(指揮系統等)

第5条 乙が派遣したDPATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 DPATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した

(活動内容)

第3条 甲の要請に基づき、乙が派遣する沖縄県DPATは被災地域の現場において、DPAT活動拠点本部の元で、災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領(平成26年1月7日障精発0107第1号)に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報収集とアセスメント
- (2) 情報発信
- (3) 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援
- (4) 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (5) 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等)の支援
- (6) 普及啓発
- (7) 活動記録と処方箋
- (8) 活動情報の引継ぎ
- (9) 活動の終結

2 前項の各号にかかる活動の詳細については、「災害時におけるこころのケア活動マニュアル」に定める。

(指揮系統)

第4条 乙が派遣する沖縄県DPATの被災地における活動は、現地の災害対策本部等の指揮下で行われるものとする。

(被災) 都道府県のDPAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

― (身分)

第6条 乙が派遣するDPATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として精神保健医療活動に従事する。

(協定の実施状況等の報告)

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム (EMIS) 等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DPAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したDPATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 (被災した) 市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDPATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

(身分の取り扱い)

第5条 沖縄県DPATの活動をする者の身分については、派遣元である乙の管理下にあるものとする。

(費用負担)

第6条 第2条の規定により、乙が派遣した沖縄県DPATが第3条の業務を実施するために要した次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 沖縄県DPAT派遣に要する経費等

(2) 沖縄県DPATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDPATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（傷害保険の加入）

第7条 甲は、乙が派遣した沖縄県DPATが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、甲の負担により、派遣される沖縄県DPAT構成員を傷害保険に加入させるものとする。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日の翌年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、延長期間が満了したときも同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第15条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてDPATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県知事

乙

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事

乙

## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）抜粋

項。「一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正」の「4 公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等」参照）に従わなかったとき

### 3 医療計画と予防計画等との整合性の確保（令和6年4月1日施行）

#### (1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症法において、予防計画の記載事項を充実させる等のほか、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、令和6年4月より開始する医療計画の記載事項に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が盛り込まれることを踏まえ、予防計画と医療計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないことを規定した。あわせて、医療法においても、医療計画の策定にあたっては、予防計画及び都道府県行動計画との整合の確保を図らなければならないことを規定する。

#### (2) 改正の概要（医療法第30条の4第13項関係）

都道府県は、医療計画を作成するにあたっては、感染症法第10条第1項に規定する予防計画及び特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととする。

### 4 感染症対応等を行う医療チームの法定化（令和6年4月1日施行）

#### (1) 改正の趣旨

感染症のまん延時における DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の円滑な派遣を実施するため、従来実施している災害対応に加え、感染症等にも対応する医療チームとして、国が養成・登録するとともに、都道府県知事と DMAT 等が所属する医療機関が協定を締結する仕組みを法律上位置づけ、その活動根拠の明確化を行うこととする。

#### (2) 改正の概要

<災害・感染症医療業務従事者の登録等について>

① 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、

看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したこと又はそれと同等と認められる者に限る。）を、当該者の申請により、災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。（医療法第30条の12の2及び医療法施行規則第30条の33の2第1項関係）なお、「厚生労働大臣が実施する研修」としては、日本 DMAT 隊員養成研修、DPAT 先遣隊研修がこれに該当するほか、災害支援ナース養成研修についても対象とする予定であり、おってお示しする。

② ①の登録の申請は、氏名、生年月日及び性別、所属する病院等の名称及び所在地、職種、医師、看護師等にあつては医籍、看護師籍等の登録番号、研修終了年月日等を記載した申請書を提出して行い、登録事項に変更があった場合には届け出ることとする。（医療法施行規則第30条の33の2第2項及び第30条の33の2の2関係）

③ 厚生労働大臣は、災害・感染症医療業務従事者から登録の消除の申請があった場合又は本人が死亡したことを知った場合には当該登録を消除しなければならないものとし、登録の基準を満たさなくなつたと認められる場合等には、当該登録を消除することができるものとする。（医療法第30条の12の3関係）

④ 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じ、医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に必要な事業（以下「災害・感染症医療確保事業」という。）に係る人材の確保等の実施に必要な限度において、災害・感染症医療業務従事者の氏名、生年月日及び性別、所属する病院等の名称及び所在地並びに職種を当該都道府県知事に提供することができるものとする。（医療法第30条の12の4及び医療法施行規則第30条の33の2の3関係）

⑤ 厚生労働大臣は、①の研修及び登録に関する事務並びに③の情報提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができることとし、当該委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に委託を受けた事務の全部又は一部を委託することができることとする。（医療法第30条の12の5関係）

#### <協定の締結について>

① 都道府県知事は、災害・感染症医療確保事業を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この(2)において単に「協定」という。）を締結するものとする。（医療法第30条の12の6第1項関係）

（協定の内容）

・ 都道府県知事による医療チーム（災害・感染症医療業務従事者又はそれらの者の一隊（以下「医療隊」という。）をいう。）の派遣の求め及び当該求めに係る措置に関する。



## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）抜粋

- ・ 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県に医療チームの派遣を行う場合はその旨
  - ・ 医療チームが行う業務の内容
  - ・ 医療チームの派遣に要する費用の負担の方法
  - ・ 協定の有効期間
  - ・ 協定に違反した場合の措置
  - ・ 協定に基づく措置に係る準備に関する事項
  - ・ 当該協定の変更に関する事項その他必要と認める事項
- ② 協定は、感染症法第 36 条の 3 第 1 項の医療措置協定と一体のものとして締結することができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 6 第 2 項及び医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 第 1 項関係）

### <協定に基づく措置の実施状況の報告について>

- ① 都道府県知事は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、協定を締結した病院又は診療所（以下この(2)において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく医療チームの派遣の状況その他の事項について、期限を定めて、電磁的方法、書面の交付その他適切な方法による報告を求めることができるものとし、協定締結病院等の管理者は、当該求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。（医療法第 30 条の 12 の 6 第 3 項及び第 4 項並びに医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 第 2 項及び第 3 項関係）
- ② 都道府県知事は、①の報告を受けたときは、当該報告を受けた事項について医療チームの派遣の状況、当該協定を締結した病院等の運営状況その他の協定に基づく措置の実施状況に関する事項を厚生労働大臣に電磁的方法、書面の交付その他適切な方法により報告しなければならないものとし、厚生労働大臣は、当該報告を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、助言その他必要な援助をすることができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 6 第 5 項及び第 7 項並びに医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 第 3 項及び第 5 項関係）
- ③ 都道府県知事が①により報告を求めた場合において、当該協定締結病院等の管理者が、当該報告を、電磁的方法であってその内容を当該管理者、当該都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるものにより行ったときは、当該報告を受けた都道府県知事は、②による報告を行ったものとみなすものとする。（医療法第 30 条の 12 の 6 第 6 項関係）
- ④ その他医療法に基づく協定の締結等については、別途発出する「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等の内容について」（令和 5 年 5 月 26 日付け

医政地発 0526 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

### <協定に基づく措置の履行担保措置について>

- ① 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該管理者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該措置をとるべきことを指示することができるものとし、当該指示を受けた管理者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 6 第 8 項から第 10 項まで関係）

### <国・都道府県の援助等について>

- ① 国は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に係る業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、これらの援助を行うよう努めるもの等とする。（医療法第 30 条の 12 の 7 関係）
- ② 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとし、都道府県は、当該費用のうち、他の都道府県の知事により実施された災害・感染症医療確保事業につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県に対して、求償することができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 8 関係）

### 5 病床の特例許可に対する条件の付与等（公布日施行）

都道府県が、医療法第 30 条の 4 第 10 項又は第 11 項の規定により病床過剰地域における病院の開設・増床等の許可に係る事務を行う場合の、当該許可に付与することができる条件に、医療提供体制の確保に必要な限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合に特例許可病床の削減に係る許可変更のための措置をとることを追加する。（医療法施行規則第 1 条の 14 第 14 項関係）

## 三 特措法の一部改正

### 1 検体採取及び注射行為の実施の要請等（令和 6 年 4 月 1 日施行）

#### (1) 改正の趣旨

感染症発生・まん延時に、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により、医師・看護師等以外の一部の者が検体採取や注射行為を行うに際して必要な事項を整備する。

## 改正の概要

部課名 保健医療部地域保健課

### 1 件名

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱の一部改正

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が、一部の規定を除き令和6年4月1日に施行されることとなっており、DPATについては従来実施している災害対応に加え、感染症等にも対応する医療チームとして位置づけられることから、沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱においても、感染症対応にかかる取り扱いについて定める必要が生じている。
- (2) 国の災害派遣精神科医療チーム（DPAT）活動要領が令和5年3月31日付けで一部改正され、新興感染症に係るDPATの活動の位置づけが追加された。
- (3) 令和6年度の県の組織改編により、部の名称が変更となる予定となっていることから、所要の改正を行う。

### 3 改正案の概要

- (1) 第14条に新興感染症に係る活動の規定を設ける。内容については、災害派遣精神科医療チーム（DPAT）活動要領と同様のものとした。
- (2) 条文中、「保健医療部」を「保健医療介護部」に改正する。
- (3) 施行日は、令和6年4月1日とする。（附則関係）

### 4 添付資料

- (1) 改正要綱案（本文）
- (2) 新旧対照表
- (3) その他参考資料

新旧対照表

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 沖縄県D P A Tとは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。</p> <p>第3条～第6条（中略）</p> <p>(派遣方法)</p> <p>第7条 知事又は保健医療介護部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県D P A Tの派遣が必要と認めるときは、沖縄県D P A Tとして登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県D P A Tの派遣を要請するものとする。</p> <p>第8条～第13条（中略）</p> <p><u>(新興感染症に係る活動)</u></p> <p>第14条 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、通常の県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、登録機関にD P A Tの派遣を要請する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 沖縄県D P A Tとは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。</p> <p>第3条～第6条（中略）</p> <p>(派遣方法)</p> <p>第7条 知事又は保健医療部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県D P A Tの派遣が必要と認めるときは、沖縄県D P A Tとして登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県D P A Tの派遣を要請するものとする。</p> <p>第8条～第13条（中略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

2 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県又は厚生労働省（DPAT事務局を含む）にDPATの派遣を要請する。

3 DPATは、要請に基づき、感染症の専門家とともに沖縄県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

4 新型コロナウイルス感染症がまん延し、知事又は保健医療介護部長の要請により、登録機関や他の都道府県からDPATを派遣した場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に基づき、対象経費を支弁する。

（定めのない事項）

第15条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県DPAT活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（定めのない事項）

第14条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県DPAT活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

## 沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱（案）

〔沿革〕平成27年6月11日決定 令和元年7月8日一部改正 令和2年3月31日一部改正 令和3年3月26日一部改正

（目的）

**第1条** この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

**第2条** 沖縄県D P A Tとは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

（派遣協定）

**第3条** 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県D P A T派遣を行う意志があり、D P A Tの活動に必要な人員、装備を有し、沖縄県D P A Tに登録された沖縄県内の精神科病院、その他医療機関及び精神保健関連団体と、沖縄県D P A Tの派遣に関する協定を締結するものとする。

（編成）

**第4条** 沖縄県D P A Tは、次に掲げる機関の班により編成する。

- (1) D P A T先遣隊（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも48時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）
  - (2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（D P A T）登録申請書（様式1）により、沖縄県に申請し登録された機関
- 2 沖縄県D P A Tの1チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の3職種を含めた3名から6名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。
- 3 先遣隊を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、先遣隊以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

（統括者）

**第5条** 沖縄県D P A T統括者は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長及びあらかじめ県が任命した精神科医師であって、沖縄県が厚生労働省に登録したものが務める。

(派遣基準)

**第6条** 沖縄県D P A Tの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生し、沖縄県災害対策本部が設置され、被災地域において精神医療及び精神保健活動への需要が増大する等、沖縄県災害医療本部がその活動を要すると判断した場合
- (2) 県外で大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により厚生労働大臣又は被災都道府県知事から知事に対して沖縄県D P A T派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣方法)

**第7条** 知事又は保健医療介護部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県D P A Tの派遣が必要と認めるときは、沖縄県D P A Tとして登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県D P A Tの派遣を要請するものとする。

(沖縄県D P A Tの派遣)

**第8条** 登録機関の長は、前条により派遣要請を受けたときは、沖縄県D P A Tを派遣する。

(活動内容)

**第9条** 沖縄県D P A Tは、沖縄県又は被災都道府県のD P A T調整本部又はD P A T活動拠点本部に参集し、原則として、当該D P A T調整本部及びD P A T活動拠点本部の調整下で被災地域内の災害拠点病院、精神科医療機関、保健所、避難所等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 本部活動
- (2) 情報収集とアセスメント
- (3) 情報発信
- (4) 被災地での精神科医療の提供
- (5) 被災地での精神保健活動の支援
- (6) 被災した医療機関への専門的支援
- (7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）の支援
- (8) 精神保健医療に関する普及啓発
- (9) 活動記録と処方箋
- (10) 活動情報の引継ぎ
- (11) 活動終結時期の検討

(活動期間)

**第10条** 沖縄県D P A Tの1チーム1回あたりの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

(費用負担)

**第11条** 登録機関の長は、第3条の協定に基づき沖縄県D P A Tの派遣に要する費用を請求することができる。

(補償)

**第12条** 知事は、沖縄県D P A Tの活動に伴う事故等に対応するため、県の負担において沖縄県D P A T構成員(以下「構成員」という。)を傷害保険に加入させるものとする。

(研修等)

**第13条** 沖縄県及び構成員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、構成員の研修及び訓練に努めるものとする。

(新興感染症に係る活動)

**第14条** 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、通常の県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、登録機関にD P A Tの派遣を要請する。

2 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県又は厚生労働省(D P A T事務局を含む)にD P A Tの派遣を要請する。

3 D P A Tは、要請に基づき、感染症の専門家とともに沖縄県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

4 新型コロナウイルス感染症がまん延し、知事又は保健医療介護部長の要請により、登録機関や他の都道府県からD P A Tを派遣した場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」に基づき、対象経費を支弁する。

(定めのない事項)

**第15条** この要綱に定めのない事項については、沖縄県D P A T活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



## 感染症対応等を行う医療チームの法定化

～災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療を確保するため派遣される医療チーム～

- 災害時に被災地での必要な医療提供体制を支援するための医療チームとして、国（厚生労働省）においてDMAT等（※）の養成・登録を実施。都道府県知事から管内の医療機関に対する派遣要請に基づき、県内外に派遣されて活動。
- 今回の新型コロナ対応では、本来想定していた自然災害ではなかったものの、これまでの災害時の経験を活かして、感染症の専門家と連携しクラスターが発生した医療機関、介護施設等での感染制御・業務継続の支援や都道府県庁におけるコロナ患者の入院・搬送先の調整等を行った。

※ DMAT：災害時等に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守ることを目的とした厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。被災した医療施設での診療支援、災害現場でのトリアージ、入院搬送調整を実施。平成17年度より国立病院機構に委託して養成・登録を開始。登録者数 15,862人（令和4年1月現在）

DPAT：災害時に、地域において必要な精神保健医療ニーズに対応することを目的とした厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。このうち主に本部機能の立ち上げや急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う先遣隊については、平成26年度より日本精神科病院協会に委託して養成・登録を開始。先遣隊の登録者数 807人（令和4年1月現在）



**災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療を確保するため、国が養成・登録し、都道府県知事の求めに応じて派遣される医療チームの仕組みを医療法に位置づけ、以下を定める。**

- ・ 厚生労働大臣は、災害時や感染症発生・まん延時に都道府県知事の求めに応じて派遣される人材の養成・登録を実施（国立病院機構等に事務委託）
- ・ 都道府県知事は、医療機関との間で事前に上記人材からなる医療チームの派遣協定を締結することとし、協定の履行担保措置を規定
- ・ 国・都道府県は、研修・訓練等の技術的・財政的支援を実施

等

医政地発 0331 第 11 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県  
（ 衛生主管部（局）長  
保健福祉主管部（局）長 ） 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」の一部改正について

平素より、災害医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、災害発生時において、DPAT の活動をより効果的にすることを目的として、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（平成 26 年 1 月 7 日付け障精発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の別紙を別添の新旧対照表のとおり改正し、本日より適用することとしましたので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、管下の医療機関等に対し周知をお願いします。

#### 記

（主な改正事項）

- ① 新興感染症に係る DPAT の活動の位置付け
- ② 都道府県の保健医療調整本部を保健医療福祉調整本部へ変更

別添

○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（平成26年1月7日付け障精発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正	現 行
<p>別紙</p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</p> <p><b>I 活動理念</b></p> <p>1. DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）とは 自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。 このような活動を行うために都道府県によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。</p> <p>2. ～3. （略）</p> <p>4. 用語の定義 4.1～4.5 （略）</p> <p><u>4.6 DPAT 登録機関</u> <u>DPAT 登録機関は、DPAT 派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に登録された医療機関等である。</u></p>	<p>別紙</p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領</p> <p><b>I 活動理念</b></p> <p>1. DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）とは 自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。 このような活動を行うために都道府県によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。</p> <p>2. ～3. （略）</p> <p>4. 用語の定義 4.1～4.5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p>4. <u>7</u>～4. <u>10</u> (略)</p> <p>4. <u>11</u> 保健医療福祉調整本部  保健医療福祉調整本部とは、大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う本部をいう。<u>(「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722第1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局長、老健局長連名通知))</u></p> <p>4. <u>12</u> 災害医療コーディネーター  災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。<u>(「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について(平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知))</u></p> <p>4. <u>13</u> 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)  DMATとは、災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)から活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練</p>	<p>4. <u>6</u>～4. <u>9</u> (略)</p> <p>4. <u>10</u> 保健医療調整本部  保健医療調整本部とは、大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。<u>(「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知))</u></p> <p>4. <u>11</u> 災害医療コーディネーター  災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。<u>(「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について(平成31年2月8日付け医政発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知))</u></p> <p>4. <u>12</u> 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)  DMATとは、災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)から活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練</p>

改 正	現 行
<p>を受けた医療チームである。<u>（「日本 DMAT 活動要領の一部改正について」（令和 4 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））</u></p>	<p>を受けた医療チームである。<u>（「日本 DMAT 活動要領について」（平成 18 年 4 月 7 日付け医政指発第 0407001 号厚生労働省医政局指導課長通知））</u></p>
<p>4. <u>14</u> （略）</p>	<p>4. <u>13</u> （略）</p>
<p>4. <u>15</u> 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Tea）</p> <p>DHEAT とは、災害発生時、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成するチームである。<u>（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領（一部改正）ならびに災害時における保健所現状報告システムの運用について」（令和 4 年 3 月 29 日付け健健発 0329 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知））</u></p>	<p>4. <u>14</u> 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Tea）</p> <p>DHEAT とは、災害発生時、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成するチームである。<u>（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」（平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知））</u></p>
<p>4. <u>16</u>～4. <u>17</u> （略）</p>	<p>4. <u>15</u>～4. <u>16</u> （略）</p>
<p>4. <u>18</u> 精神保健福祉センター</p> <p>精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に基づき、都道府県（指定都市を含む。この<u>17</u>において同じ。）が設置する、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の<u>増進</u>を図るための機関であり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに同法第 12 条第 1 項及び第 45 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、都道府県（指定都市を</p>	<p>4. <u>17</u> 精神保健福祉センター</p> <p>精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に基づき、都道府県（指定都市を含む。この<u>16</u>において同じ。）が設置する、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の<u>往診</u>を図るための機関であり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに同法第 12 条第 1 項及び第 45 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、<u>次により</u>都道府県（指</p>

改 正	現 行
<p>含む。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならないこととされている。（「精神保健福祉センター運営要領について」（平成8年1月19日付け健医発第57号厚生省保健医療局長通知））</p> <p>4. <u>19</u>～4. <u>20</u> （略）</p> <p>4. <u>21</u> 災害時診療概況報告システム（J-SPEED:Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters） J-SPEED とは、「災害時の診療録のあり方に関する合同委員会」が提唱する災害診療記録及び災害時診療概況報告システムであり、DPAT を含む医療救護班等の活動場所毎の疾病の集計を行い、現在の保健医療福祉ニーズの把握や迅速且つ適切な資源配分等を可能とするための情報共有ツールである。</p> <p><b>II 活動の枠組み</b></p> <p>1. （略）</p> <p>2. DPAT の指揮系統</p> <p>2.1 DPAT 都道府県調整本部（都道府県での統括） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DPAT 都道府県調整本部は、被災地の都道府県災害対策本部及び都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれること。この際、DPAT 都道府県調整本部は災害対策本部やDMAT 都道府県調整本部と密な連携体制を取ること。</li> </ul> <p>（略）</p> <p>2.2 DPAT 活動拠点本部（保健所圏域、市町村等での統括）</p>	<p>定都市を含む。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならないこととされている。（「精神保健福祉センター運営要領について」（平成8年1月19日付け健医発第57号厚生省保健医療局長通知））</p> <p>4. <u>18</u>～4. <u>19</u> （略）</p> <p>4. <u>20</u> 災害時診療概況報告システム（J-SPEED:Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters） J-SPEED とは、「災害時の診療録のあり方に関する合同委員会」が提唱する災害診療記録及び災害時診療概況報告システムであり、DPAT を含む医療救護班等の活動場所毎の疾病の集計を行い、現在の保健医療ニーズの把握や迅速且つ適切な資源配分等を可能とするための情報共有ツールである。</p> <p><b>II 活動の枠組み</b></p> <p>1. （略）</p> <p>2. DPAT の指揮系統</p> <p>2.1 DPAT 都道府県調整本部（都道府県での統括） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DPAT 都道府県調整本部は、被災地の都道府県災害対策本部及び都道府県保健医療調整本部の指揮下に置かれること。この際、DPAT 都道府県調整本部は災害対策本部やDMAT 都道府県調整本部と密な連携体制を取ること。</li> </ul> <p>（略）</p> <p>2.2 DPAT 活動拠点本部（保健所圏域、市町村等での統括）</p>



改正

(略)

※被災地域における DPAT の指揮命令系統を図に示す。

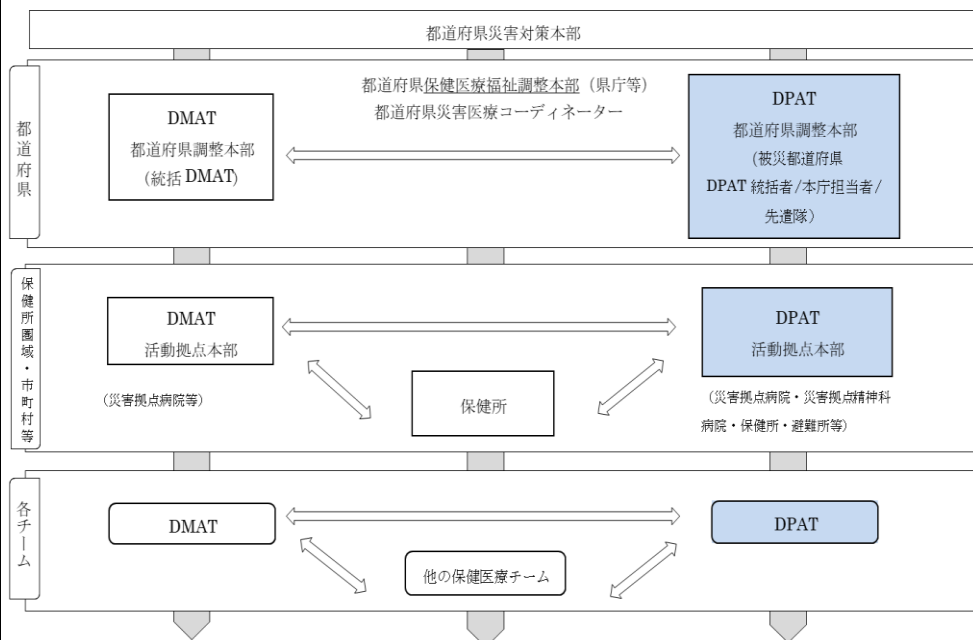


図 被災地域の災害医療体制における DPAT 指揮命令系統

2.3・2.4 (略)

3. (略)

4. 派遣の流れ (略)

4.1 (略)

4.2 被災していない都道府県からの支援が必要な規模の災

現行

(略)

※被災地域における DPAT の指揮命令系統を図に示す。

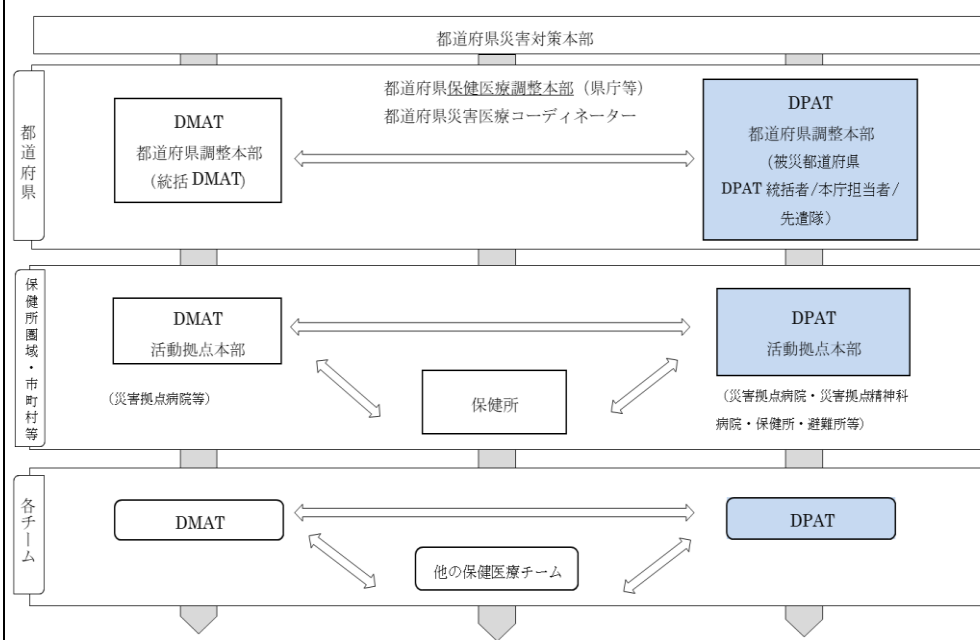


図 被災地域の災害医療体制における DPAT 指揮命令系統

2.3・2.4 (略)

3. (略)

4. 派遣の流れ (略)

4.1 (略)

4.2 被災していない都道府県からの支援が必要な規模の災

改 正	現 行
<p>害の場合</p> <p>4.2.1 厚生労働省又は DPAT 事務局を介して、派遣要請を行う場合 1)～3) (略) 4) 厚生労働省は、派遣される <u>DPAT</u> の派遣先 (都道府県) を決定すること。 5)・6) (略)</p> <p>4.2.2 厚生労働省及び DPAT 事務局を介さず、派遣要請を行う場合 1)～4) (略)</p> <p>※ 被災都道府県が管下の DPAT を派遣する場合は、<u>4.3</u> の流れで DPAT を派遣する。</p> <p><u>4.3</u> (略)</p> <p><b>Ⅲ 活動内容</b> (略)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 情報発信 ・ DPAT 活動の内容 (収集した情報やニーズアセスメントの内容も含む) は、DPAT 活動拠点本部へ、活動拠点本部が立ち上がっていない場合は DPAT 都道府県調整本部へ報告すること。また、地域災害医療対策会議等における他の保健医療福祉チーム (DMAT、JMAT、日赤救護班、DHEAT 等)</p>	<p>害の場合</p> <p>4.2.1 厚生労働省又は DPAT 事務局を介して、派遣要請を行う場合 1)～3) (略) 4) 厚生労働省は、派遣される <u>都道府県 DPAT</u> の派遣先 (都道府県) を決定すること。 5)・6) (略)</p> <p>4.2.2 厚生労働省及び DPAT 事務局を介さず、派遣要請を行う場合 1)～4) (略)</p> <p>※ 被災都道府県が管下の DPAT を派遣する場合は、<u>5.3</u> の流れで DPAT を派遣する。</p> <p><u>5.3</u> (略)</p> <p><b>Ⅲ 活動内容</b> (略)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 情報発信 ・ DPAT 活動の内容 (収集した情報やニーズアセスメントの内容も含む) は、DPAT 活動拠点本部へ、活動拠点本部が立ち上がっていない場合は DPAT 都道府県調整本部へ報告すること。また、地域災害医療対策会議等における他の保健医療チーム (DMAT、JMAT、日赤救護班、DHEAT 等) への</p>



改 正	現 行
<p>への情報発信と共に、EMIS を通じて情報発信を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul> <p>4. ～11. (略)</p> <p>IV (略)</p> <p><b>V 新興感染症に係る DPAT の活動</b></p> <p>1. 派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、当該都道府県が管内の DPAT 登録機関に DPAT の派遣を要請する。</u></li> <li>・ <u>都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、当該都道府県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県に DPAT の派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、都道府県が厚生労働省（DPAT 事務局を含む。）に対して、派遣調整を要請する。</u></li> </ul> <p>2. 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>DPAT は、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに都道府県の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</u></li> </ul> <p>3. 活動の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPAT 活動の終了については、DPAT の派遣を要請した都</li> </ul>	<p>情報発信と共に、EMIS を通じて情報発信を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul> <p>4. ～11. (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>道府県が決定する。その際、必要に応じて DPAT 事務局等と相談する。</u></p> <p>4. <u>費用の支弁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症がまん延し、都道府県の要請により、管内の DPAT 登録機関や他の都道府県の DPAT 登録機関が DPAT を派遣した場合は、派遣元の都道府県が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に基づき、対象経費を DPAT 登録機関に直接支弁する。</u></li> </ul>	

## 要領改正の理由

部課名 総合精神保健福祉センター

## 1 件名

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領の一部改正

## 2 改正の経緯及び理由

- (1) 厚労省が発出している「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（障精発 0107 第 1 号）にて、「都道府県は管下の DPAT 統括者、DPAT 先遣隊隊員、精神保健医療関係者、災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）を含む運営委員会を開催する」とされている。現時点で、運営委員会の委員の構成に、災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）が含まれていないことから、所要の改正を行う。

## 3 改正案の概要

- (1) 上記理由により、委員の構成に災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）を追加する。
- (2) 構成委員の所属や、所属機関の名称に変更があることから、「国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野」から「国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座」へ、「沖縄県精神保健福祉士協会」から「一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会」へ改める。
- (3) この要領の改正は、令和 6 年 月 日から施行する（附則）。

## 4 根拠法令等

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

DPAT 活動マニュアル Ver. 3.0

沖縄県 DPAT 活動マニュアル

## 5 関係各課との調整状況

なし

災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領 新旧対照表

( 下線部 ) 改正箇所

改 正 案	現 行
<p>災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 委員の構成 運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>(1) <u>国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座</u></p> <p>(2) <u>沖縄県精神科病院協会</u></p> <p>(3) <u>一般社団法人沖縄県公認心理師協会</u></p> <p>(4) <u>一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部</u></p> <p>(6) <u>国立病院機構琉球病院</u></p> <p>(7) <u>沖縄県立精和病院</u></p> <p>(8) <u>沖縄県立南部医療センター・こども医療センター</u></p> <p>(9) <u>沖縄県保健所長会</u></p> <p>(10) <u>DPAT 事務局</u></p> <p>(11) <u>沖縄県 DPAT 統括者</u></p> <p>(12) <u>災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）</u></p> <p>(13) <u>沖縄県保健医療部地域保健課</u></p> <p>(14) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期 (略)</p> <p>4 協議事項 (略)</p> <p>5 開催回数 (略)</p>	<p>災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 委員の構成 運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>(1) <u>国立大学法人琉球大学医学部精神病態医学分野</u></p> <p>(2) <u>沖縄県精神科病院協会</u></p> <p>(3) <u>一般社団法人沖縄県公認心理師協会</u></p> <p>(4) <u>沖縄県精神保健福祉士協会</u></p> <p>(5) <u>一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部</u></p> <p>(6) <u>国立病院機構琉球病院</u></p> <p>(7) <u>沖縄県立精和病院</u></p> <p>(8) <u>沖縄県立南部医療センター・こども医療センター</u></p> <p>(9) <u>沖縄県保健所長会</u></p> <p>(10) <u>DPAT 事務局</u></p> <p>(11) <u>沖縄県 DPAT 統括者</u></p> <p>(12) <u>沖縄県保健医療部地域保健課</u></p> <p>(13) <u>沖縄県立総合精神保健福祉センター</u></p> <p>3 委員の任期 (略)</p> <p>4 協議事項 (略)</p> <p>5 開催回数 (略)</p>

改正案	現 行
<p>6 マニュアル検討委員会の設置 (略)</p> <p>7 秘密の保持 (略)</p> <p>8 庶務 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。 この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。 この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。 この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。 この要領は、令和 6 年 月 日から適用する。</p>	<p>6 マニュアル検討委員会の設置 (略)</p> <p>7 秘密の保持 (略)</p> <p>8 庶務 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。 この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。 この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。 この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。</p>

## 令和6年度 沖縄県 DPAT 活動マニュアルの改訂に向けて

総合精神保健福祉センター

## 1 マニュアル検討委員会の委員人選について

参考：「沖縄県 DPAT 活動マニュアル」令和3年3月改訂版 作成委員

氏名	職種	所属	
知花 浩也	精神保健福祉士	DPAT事務局関係者 琉球病院	
滝 友秀	公認心理士	平安病院	
浦崎 将成	看護師	平安病院	
大城 桜	救急事務	南部医療センター・ こども医療センター	
嘉手苺 知史	事務	地域保健課	担当課
新城 明美	保健師	総合精神保健福祉センター	事務局
川満 瑤実	保健師	総合精神保健福祉センター	事務局
伊禮 嘉宣	保健師	総合精神保健福祉センター	事務局
與那城 加代子	保健師	総合精神保健福祉センター	事務局

## 2 マニュアル改訂予定の項目について

- ・保健医療「福祉」調整本部など「福祉」を追加  
→厚労省発出の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」が令和5年3月31日に改正され、保健医療調整本部が保健医療福祉調整本部へ変更されたため。
- ・待機基準・活動開始基準の追加  
→DPAT 調整本部を設置し活動を開始する基準、活動の終結基準等について記載する。
- ・感染症対応の追加  
→感染症にかかる DPAT 活動について記載する。

## 令和5年台風6号にかかるDPATの派遣について

8/2(水)

EMISにより精神科病院の状況確認(地域保健課、精神保健福祉センターで対応)  
新垣病院、沖縄リハビリテーションセンター病院、北中城若松病院、糸満清明病院、南部医療センターで  
停電が発生。EMIS未入力のところは電話連絡し、被災状況を確認。  
医療政策課と連携し、非常用電源の燃料が不足している病院について、給油先を調整した。

8/3(木)

糸満清明病院について、停電継続中。発電機がオーバーヒートにより止まることがある。  
その他の病院については停電解消。

8/4(金)

午前中の実務者会議において、DPAT統括者2名からDPAT調整本部の設置が必要との意見。  
精神保健福祉センター所長へ連絡し、DPAT調整本部の設置について了解を得る。  
保健医療部長に報告を行い、同日12時にDPAT調整本部を地域保健課内に設置。  
DPAT先遣隊(平安病院 医師1名、看護師1名、ロジ1名、沖縄病院 看護師1名)が同日13時から糸満  
清明病院に入り活動。  
現地の状況確認と転院が必要な方(コロナ陽性者等)5名について転院先の調整と搬送方法等の調整を  
行った。  
5名について、3名を友愛医療センター、2名を沖縄赤十字病院へ転院調整し、17時半に完了を確認  
DPAT先遣隊は17時に撤収。  
18:15頃に糸満清明病院の電源の復旧したと連絡あり

## DPAT派遣実績(R5年8月台風6号)

病院名	派遣人数	派遣期間	
平安病院	3人	先遣隊(1陣)	8/4
その他 (DPATインストラク ター(沖縄病院))	1人		8/4
計	4人	8/4(1日間)	



令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、1月7日にDPAT事務局から全国のDPAT先遣隊に派遣要請があり、同日沖縄県にDPAT調整本部を設置。沖縄県では現時点で先遣隊2隊を派遣している。

## DPAT派遣実績(R6年1月能登半島地震) R6.1.31時点

病院名	派遣人数	派遣期間	
平安病院	4人	先遣隊(1陣)	1/13~1/17
琉球病院	5人	先遣隊(1陣)	1/29~2/4(予定)
計	9人		